

中区のまちづくりのマスコットキャラクター「なかちゃん」物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中区のまちづくりのマスコットキャラクター「なかちゃん」が中区をPRするキャラクターとして活動するため必要な着ぐるみ等の物品（以下「物品」という。）の貸出しについて、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しする物品は、別表1に規定する物品とする。

(貸出機関)

第3条 物品の貸出しは、中区役所市民部地域起こし推進課が行う。

(使用料)

第4条 貸出物品の使用料は、無償とする。ただし、貸出物品の搬入及び搬出は、貸出しを受ける団体が実施し、これに伴う費用及び当該物品の使用に伴い必要な費用は、当該団体が負担することとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則1週間以内とする。ただし、広島市中区長（以下「区長」という。）がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第6条 物品の貸出しを受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、あらかじめ「物品貸出申請書（別記 様式1）」に必要な書類を添付して、区長に提出し、貸出しの許可を受けなければならない。

(貸出の決定)

第7条 区長は、第6条の規定により申請書の提出があった場合、申請の内容について次の各号に規定する条件に該当するか否かを審査のうえ、貸出しの許可又は不許可を決定する。

- (1) 中区のまちづくりに関連した行事で使用する事。
- (2) 物品の使用により、中区の信用又は品位を害するおそれがないこと。
- (3) 物品の使用目的が、営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教に利するものでないこと。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがないこと。
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用しておそれがないこと。
- (7) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)であると認められる者が使用するおそれがないこと。
(8) その他、許可することを区長が適当でないとしたとき。

2 貸出しを決定した申請については、「物品貸出許可通知書(別記 様式2)」(以下「通知書」という。)により、申請団体に通知する。なお、区長が必要と認めた場合は条件を付することができる。また、不許可を決定した申請については、「物品貸出不許可通知書(別記 様式3)」により、申請団体に通知する。

(貸出し及び返却手続)

第8条 第7条により物品の貸出しの決定を受けた団体(以下「借受団体」という。)は、貸出機関に通知書を持参のうえ、物品の貸出しを受けるものとする。

- 2 借受団体は、通知書に記載された貸出期間内に、当該物品を貸出機関へ返却することとする。このとき、「物品使用報告書(別記 様式4)」に、物品の使用状況がわかる写真等を添付し提出すること。
- 3 区長は、借受団体が正当な理由なく、貸出期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。
- 4 区長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

(遵守事項)

第9条 借受団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 決定を受けた行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 物品返却時には、原則、物品の使用状況を報告すること。
- (4) 物品を第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの貸出しを受けた場合は、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) その他、第7条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(物品のき損又は紛失)

第10条 借受団体が貸出しを受けた物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて「事故報告書(別記 様式5)」を区長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は過失により物品をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。

(責任)

第11条 区長は、物品の使用により借受団体が被った被害、第三者に与えた損害、又は貸出しの決定を取り消された者がこれにより生じた損害について、一切の責任を負わない。
2 借受団体は、物品の使用により、中区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を中区に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、物品の貸出しに関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

この要領は、令和4年3月15日から施行する。

別表 1

内容	数量	仕様	写真
エアー着ぐるみ (なかちゃん用たすき・ユニフォームも貸出有)	1 体	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ (目安) 着用時:縦 194cm×横 132cm×奥行 95cm 収納時:縦 45 cm×横 65 cm×奥行 30 cm ※貸出の際に、着用方法等の御説明をさせていただきます。 	
	1 本	<ul style="list-style-type: none"> ・たすきの文字は、「中区のまちづくりのマスコットキャラクター なかちゃん」です。 ・前後両面に文字があります。 	
	1 着	<ul style="list-style-type: none"> ・広島東洋カープのユニフォームです。 ・背ネームは「NAKACHAN」背番号は「C」です。 	
のぼり旗	10 セット	<ul style="list-style-type: none"> ・色: ピンク ・サイズ: 高さ 150 cm×幅 45 cm ・伸縮式ポールも貸出し可です。 	
ビブス (チームの区別をつけるためにユニホームなどの上に着るベスト状のもの)	28 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・色: ピンク ・サイズ: フリーサイズ 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>背面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>正面</p>  </div> </div>
なかちゃんジャンパー	40 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・色: 水色 ・サイズ: M (10 枚) L (20 枚) XL (10 枚) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>背面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>正面</p>  </div> </div>